

音楽大学生に対する著作権教育の事例

新井 恵美

宇都宮大学教育学部教育実践紀要 第5号 別刷

2018年8月3日

音楽大学生に対する著作権教育の事例[†]

新井 恵美*

宇都宮大学教育学部*

本稿は、2017年度における、国立音楽大学・日本音楽著作権協会（JASRAC）提供の寄附講座「音楽著作権入門」において、筆者が担当した部分のうち、第8回「学校教育の現場から学ぶ」の実践を報告するものである。テーマと関連の深い、著作権法35条及び38条1項について細かく検討を行った。

キーワード：著作権教育、音楽大学、学校教育、権利制限規定

1. はじめに

本稿は、2017年度における、国立音楽大学・日本音楽著作権協会（JASRAC）提供の寄附講座「音楽著作権入門」において、筆者が担当した部分の実践を報告するものである。

本講座は、国立音楽大学音楽学部の教養科目として開設されたものであるが、「多摩アカデミックコンソーシアム」加盟大学（国際基督教大学、東京経済大学、津田塾大学、武蔵野美術大学、東京外国語大学）の公開講座としての位置づけも有している。また、立川市ならびに国立市の協力協定により、市民音楽団体のリーダーや音楽科教員（両市の在住者ならびに両市に勤務地が所在する方）の参加者（書類審査により選抜）にも開かれているものである。

講義は、以下のテーマによって進められた。

- 第1回 JASRACの仕事
- 第2回 法律としての音楽著作権法を学ぶ
- 第3回 裁判事例から学ぶ
- 第4回 音楽創作の現場から学ぶ（その1）
- 第5回 音楽創作の現場から学ぶ（その2）
- 第6回 音楽科教科書と著作権
- 第7回 音楽著作権を学ぶ意味
- 第8回 学校教育の現場から学ぶ

- 第9回 音楽出版から学ぶ
- 第10回 研究発表の手続きと音楽著作権
- 第11回 インターネット時代の音楽著作権（その1）
- 第12回 インターネット時代の音楽著作権（その2）
- 第13回 JASRACとつながろう
- 第14回 公開討論会「音楽著作権法の将来」

担当者は、法学者、実務家（弁護士）、出版関係者、音楽学者等、それぞれのテーマの専門家である。筆者は、このうち第8回と第14回を担当した。第14回については、パネルディスカッションのため、本稿の趣旨となじまないことから、第8回の内容について報告する。

2. 内容

著作物を利用するためには、その著作権者から許諾を受ける必要がある。どのような場合であっても、著作権者の許諾がないと著作物を利用できないこととすると、文化の発展に寄与するという著作権法の目的に沿わないこともある。著作権法の目的には「文化的所産の公正な利用に留意しつつ」とも書かれており、両者のバランスを図るために、著作権を制限する規定を設けている。

著作権が制限されるということは、利用者がその範囲において自由に著作物を利用することができるということである。学校教育においても著作権が制限され、著作物を自由に利用できる場合がある。そこで、音楽著作権と学校教育と関連の深い、35条

[†] Emi ARAI*: Copyright Education for Music University Students

Keywords: Copyright Education, Music University, School Education, Right Restriction Provision

* School of Education, Utsunomiya University
(連絡先: arai@cc.utsunomiya-u.ac.jp)

及び38条1項について取り扱うこととし、関連条文を細かく検討した。

(1) 35条(学校その他の教育機関における複製等) まず、1項は以下のように書かれている。

学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

「学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)」は、学校教育法に規定されている学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校)、専修学校、各種学校等及び公民館、青年の家などの社会教育施設が該当し、学習塾、予備校、カルチャーセンター、会社内に設置されている研修施設は含まれない。

「教育を担当する者」とは、教育を現実に担当する者である。

「授業を受ける者」とは、児童・生徒等の学習者を指す。この文言は、学校での「調べ学習」が重視されてきたために平成15年改正により追加された。

「授業の過程における使用に供することを目的とする」とは、授業、学校行事、必修のクラブ活動が含まれ、部活動等の課外活動は含まれないことを意味する。

「必要と認められる限度」とは、著作権者の権利を不当に害することのないよう、授業の対象となる部分のみであり、授業に参加する者の数のみである。

「公表された著作物」である理由は、未公表の著作物の複製を許容すると、著作権者に与える不利益が大きくなる場合があるため、このように規定されている。

「著作物の種類及び用途」のうち、認められない種類は、市販の参考書やワークブック、教育用ソフトといった、教育の過程における利用を目的とするものであり、認められない用途は、例えば美術鑑賞

用に絵画を複製したり、小説等を全部複製したりすることである。

「複製の部数及び態様」とは、例えば、全校生徒や、大学の講義などで数百人の受講生に配布するための複製や、製本するなどして、市販や長期保存に耐えうるような形で複製は認められないという趣旨である。

続いて、2項の条文は以下のとおりである。

公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品もしくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信(自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。)を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

「当該授業を直接受ける者」とは、授業が行われる場所(授業を担当する者と同じ場所=主会場)において授業を受ける者を指す。

「当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者」とは、授業を担当する者とは異なる場所(副会場)において授業を同時に受ける者(公衆)であり、主会場に授業を受ける者がおらず、副会場への送信のみによって授業が行われる場合は適用されない。

「当該著作物をその原作品もしくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合」とは、主会場において授業を受ける者に対して、著作物の複製物を教材として配布したり、提示して見せたり、音楽を演奏したり、詩や小説を朗読したりすることである。

なお、本条により著作物を利用することができる場合には、当該著作物を翻訳、編曲、変形または翻案して利用することもできる(43条)。また、本条

により著作物を利用する場合において、その出所を明示する慣行があるときは、出所を明示しなければならない（48条）。

特に、1項に基づいて作成された著作物（映画の著作物を除く）は、公衆に譲渡することができる（47条の10本文）。ただし、授業の過程における使用以外の目的で公衆に譲渡することは、譲渡権侵害となる（47条の10但書）。また、その複製物・翻案物をその目的以外の目的で頒布したり公衆に提示したりする行為は、複製・翻案を行ったものとみなされる（49条1項1号、49条2項1号）。

(2) 38条（営利を目的としない上演等）

38条は、全部で5項あるが、この中で特に学校現場と関係の深い1項のみの説明にとどめることにした。受講生の混乱を避け、学校現場に焦点化させることもねらいである。その条文は以下のとおりである。

公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

「営利を目的とせず」とは、直接的な営利促進だけでなく、間接的な営利促進も該当すると解釈されており、例えば、

- ・無料の試写会であっても、それが宣伝用のものである場合
- ・労働者の作業効率を上げるためにBGMをかける場合
- ・デパートで音楽を流す場合
- ・商品を購入した人のみが入場できる演奏会

といった場合でも営利目的に該当する。

「聴衆又は観衆から料金を受けない」とは、著作物提供または提示に対して受ける料金をいい、たとえ入場料が無料であっても、演奏会に入場できるのは会費を支払っている者に限定されるという場合は「料金を受けない」に該当しないものとされている。

「実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない」とは、例えば実質的な交通費や弁当代などは報酬に該当しないとされるものである。

なお、本条により著作物を利用する場合において、その出所を明示する慣行があるときは、出所を明示しなければならない（48条）。

また、本項解釈のポイントは、

- ①「非営利」「無料」「無報酬」の3条件すべてを満たす必要があり、一つでも満たされない場合は、本条の対象から外れるため、著作権者の許諾が必要となる。
- ②本条は43条に列挙されていないため、当該著作物を翻訳、編曲、変形または翻案して利用することができない。すなわち、原作のままの利用しかできない。

である。

以上の検討を踏まえ、受講生を4～5名のグループに分け、グループごとに、筆者が準備した以下の五つの事例について、可否とその理由を検討してもらった。

- ・中学校での合唱コンクールで合唱曲を演奏することは、著作権者の許諾なく自由にできるか？
- ・中学校での合唱コンクールの様子を、録画してDVDにし、保護者に販売することは、著作権者の許諾なく自由にできるか？
- ・学校の運動会で音楽を流すことは、著作権者の許諾なく自由にできるか？
- ・お昼の校内放送で音楽を流すことは、著作権者の許諾なく自由にできるか？
- ・テレビの音楽番組を録画して、音楽の授業で児童・生徒に見せることは、著作権者の許諾なく自由にできるか？

3. 成果と課題

終了後、任意で感想や質問をリアクションペーパーの形で提出してもらった。その中から代表的なものを列挙する。

- ・どこまでが大丈夫でどこからがだめなのかを判

断するのが難しいが、今日の講義で少し分かるようになった。

- ・音楽と法律が深く関わっていることを知った。
- ・学校の授業などで使っている音楽については今まで考えたことがなかったが、今日やった法律があるから利用できていることがよく分かった。
- ・条文はややこしく難しいと思ってしまうが、一つずつ言葉を理解し、条文の表す意味が分かる面白かった。
- ・これから、「これは著作権大丈夫かな？」と感じたら、一歩立ち止まり、しっかり確認、検討して判断したい。
- ・具体的な事例を話し合ったのが良かった。

概ね肯定的な感想が多かった。しかしながら、難しいと感じた受講生が多かったのも事実である。普段、法律が身近でない人にとっては、独特の言い回しや用語の理解に困難を感じることもあろう。だからこそ、条文を丁寧に検討することを主眼に置いて展開したのであり、難しいと感じつつも、「少し」「なんとなく」分かったという感想が上がったことは、展開方法における成果であるといえよう。

しかし、課題もある。グループごとに事例検討を行っている際、各グループを回りながら、支援や助言を行ったが、その際に多くのグループが、「学校＝35条」と考えていたことである。上記の5つの事例のうち、検討の際35条と関わるのは5つ目のみである。複製と上演（演奏）とで区別して検討して欲しいというのが筆者の意図であったが、実際はそうはならなかった。この点は条文検討の際に強調すべき点であったと考えられる。同内容を2018年度も担当することが予定されているので、この点については改善したいと考えている。また、上記に挙げなかった質問は、具体的な事例に関するものが多かった。それらのほとんどは、学校現場と関わるものではなく、受講生にとって身近なものであった。これらについては、回答を第9回の授業で配付してもらった。事例検討との時間配分を考えること、また、著作権法についてそれほど知識のない人に何をどう提供するかも課題である。

人は、著作権者又は著作物の利用者のいずれかの立場として著作物と関わることになる。いずれの立場にあっても、正しい理解を持った著作権者、利用

者であるべきである。このような機会を増やし、正しい知識を持つ人が増えるよう、これからも事例を重ねていきたい。

また、著作権法は、改正の多い法律である。近く、今回検討した条文も改正される予定である。正しい知識を提供できるよう、改正情報等を正確に把握することも重要であり、条文への理解を深めていきたい。

平成30年3月30日 受理

Copyright Education for Music University Students

Emi ARAI